

今月の相談事例（6月）

顧問先社長 経営幹部各位

〒428-0006 静岡県島田市牛尾1158-3
三浦労務経営事務所
社会保険労務士 三浦 茂
TEL 0547-45-5811 / FAX 0547-45-5821
URL <http://masterslink.jp/sr/miura/>

【相談内容】

マイナンバー制導入にあたって、会社に、個人情報保護の義務が課せられるようですが、何をすればいいのでしょうか？

年金機構での情報漏えい等もあり不安です。情報管理について具体的にどうすればいいのでしょうか。

【アドバイス】

マイナンバーを取扱う上で、事業者が必ず行わなければならない措置が2つあります。「本人確認の措置」と「安全管理の措置」です。本人確認の措置は成りすましを防ぐために必要な措置となりますが、今回は「安全管理の措置」について説明します。マイナンバー情報は、非常に重要な個人情報保のため、事業者は必要かつ適切な「安全管理措置」を講ずる義務があり、社員が情報を漏えいすると、違反した当事者だけでなく、事業主も処罰される可能性があります。（裏面に記載の内容をご確認下さい）そのため、担当者任せではなく、会社として取り組む必要があるのです。安全管理措置の手順は表のようになります。

基本方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 特定個人情報の取り扱いについて組織として取り組むために基本方針を明確にすることが重要。 ☞ 法令順守・安全管理措置・問合せ対応・苦情処理等の関する方針を定める。
取扱い規定等の策定	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 特定個人情報等の取り扱いを明確化する。 ☞ 業務マニュアル・業務フロー・チェックリスト等にマイナンバーの取扱いを加えて作成する。
組織的 安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ➢ マイナンバー取扱事務担当者、管理者を明確にする。 ➢ 特定個人情報等の取扱状況の分かる記録を保存する。 ☞ 業務日誌において特定個人情報等の入手日・廃棄日・書類作成日・本人への交付日・届出日等を記入する。 ☞ 事務処理リスト等を作成し、記入済リストを5年保存する。 ➢ 情報漏えい等の事案の発生等に備え、従業員から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等をあらかじめ決めておく。 ➢ 取扱い状況の把握及び安全管理措置の見直しについて責任ある立場の者が、特定個人情報等の取扱状況について、定期的に点検を行う。 ➢ 情報漏えい時の懲戒解雇などの就業規定の制定を行い、従業員に周知する。
人的 安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 取扱い担当者と管理者を明確に定める。 ☞ 管理者は、取扱事務担当者に対して必要な管理・監督・教育を行う。 ➢ 役員を含む全社員と情報保護に対する秘密保持契約又は守秘義務契約を結ぶ。
物理的 安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 担当者以外は特定個人情報を取扱い・閲覧できない為の物理的な工夫を講じる。 ☞ 情報システムを管理する区域や事務処理区域に壁や間切りを設置する。 ☞ 覗き見防止のため、座席配置の工夫をする。 ➢ 機器及び電子媒体、書類等の盗難等の防止をする。 ☞ 書庫・事業所の施錠を徹底し、鍵の管理に要領を設ける。 ➢ 情報持出時の対応に注意し情報漏えいを防止する。 ☞ 情報が記録された書類等を持ち出す場合、封筒に封入し鞆に入れて搬入する。 ☞ 情報が記録された電子媒体を持ち出す場合、パスワードの設定を行う。 ☞ 情報が記録された書類・電子媒体等を持ち出す場合の持出管理簿を作成し、記入をする。 ➢ 特定個人情報等を削除・破棄する場合、削除・破棄したことを担当者とは別に責任者が確認する。
技術的 安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 特定個人情報を取扱う機器を特定し、その機器は可能な範囲で他の業務に使用しない、私的利用は厳禁とし、その場合は懲戒対象である事を明示する。又、その機器を取扱う事務取扱担当者を限定する。 ➢ 担当者以外が勝手に見られないように、アクセス制限やユーザー制御機能を利用する。 ➢ インターネットに繋がっている場合は対応に注意する。 ☞ 外部からの不正アクセス防止のため、ウイルス対策ソフトウェア等を導入し、最新状態にする。 ☞ 特定個人情報等をメールで送信する場合、データの暗号化又はパスワードによる保護等を行う。 ➢ データのバックアップをこまめに行う。

事業者に関わる罰則規定

特定情報を不正に漏えいした者に関する罰則

行為	罰則
✓ 正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供した場合 ☞ 対象者：個人番号利用事務等に従事する者等	⇒ 4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金 ⇒ 併科あり
✓ 不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用した場合 ☞ 個人番号利用事務等に従事する者等	⇒ 3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金 ⇒ 併科あり

不正な手段を用いて個人番号を取得した者に対する罰則

行為	罰則
✓ 人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は財物の窃盗、施設への侵入等により個人番号を取得した場合	⇒ 3年以下の懲役又は150万円以下の罰金
✓ 偽りその他不正の手段により個人番号カードの交付を受ける行為をした場合	⇒ 6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

特定個人情報保護委員会の監督・指導に反した者に対する罰則

行為	罰則
✓ 特定個人情報保護委員会の命令に違反した場合 ☞ 委員会から命令を受けた者	⇒ 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
✓ 委員会の検査等の際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等があった場合 ☞ 委員会により検査の対象者	⇒ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

使用人等に対する監督責任を怠った法人等に対する罰則

✓ 法人の代表者、管理者、代理人、使用人等が違反をしたときは、その行為者とともにその法人又は事業主に対しても罰金刑が科せられます。
